

〔質問〕 沖本

議長からのお許しをいただきましたので、議席番号 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。それぞれの質問に関しては国・県・本市や他市における現状を紹介し、必要性などを述べながら私の考え、提案を申し上げ、それらに関してのご所見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、児童虐待の対応についてであります。児童相談所の権限と責任を強める改正児童虐待防止法が 5 月 25 日、超党派の議員立法により参議院本会議で可決・成立しました。虐待の通告を受けた児童相談所に安全確認を義務づける一方、強制立ち入り調査権を認める内容で、来年の 4 月 1 日から施行されます。改正法は、都道府県知事が虐待のおそれのある親に子供を伴わせて出頭を要求する仕組みを新設しました。親が要求に重ねて応じない場合は、児童相談所が裁判所の許可状を得て強制立ち入りすることを認めました。また、児童相談所が一時保護した子供を親の面会を制限できる強制的な施設入所に切りかえるなど、最終的には都道府県知事が親に半年を限度とした接近禁止命令を出せるとしています。命令に違反した親には、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が科せられます。このほか国と自治体の責務として死亡だの重大な虐待のケースの検証、被虐待児童への医療の提供体制の整備も加えております。

しかし、先送りになった問題もあると言われております。親が必要な治療を子供に受けさせない「医療ネグレクト」対策であります。医療ネグレクトとは、医療水準や社会通念に照らして、その子供にとって必要かつ適切な医療を受けさせないことです。例えば、重傷の病気やけがをしたときにあえて病院に連れていかない場合や、病院には連れていくものの治療に同意しない治療拒否などです。昨年 6 月、全国約 190 の児童相談所を対象に厚生労働省が実施した調査では、過去 5 年間に約 80 例の医療ネグレクトが確認され、うち 2 件で子供が死亡していたことが判明しています。現行法では、治療拒否の親に対して裁判所に親権喪失を宣告してもらい、親権代行者の同意で治療する方法しかありません。しかし、親権は一度失えば回復が極めて難しいと考えられています。親権の喪失ではなく、子供の治療のために親権を一部制限する方法が議論されましたが、家族に関する民法の規定と密接に絡むため合意は得られておりません。

平成 17 年度、神奈川県内における政令指定都市を除く市町村並びに児童相談所の虐待相談受付件数は 1,624 件となっています。虐待の内容別としては、身体的虐待が 614 件・37.8%、医療ネグレクトを含む保護の怠慢ないし拒否が 670 件・41.3%、心理的虐待が 330 件・20.3%、性的虐待が 10 件・0.6%となっております。本市における相談受付件数は 45 件、内容別としては、身体的虐待が 24 件・53.3%、医療ネグレクトを含む保護の怠慢ないし拒否が 12 件・26.7%、心理的虐待が 9 件・20.0%、性的虐待がゼロ件となっております。

近年、この医療ネグレクトの対応について全国的に県や市の歯科医師会が自治体と協力し「虐待防止マニュアル」を作成されるなど積極的な取り組みが行われています。三重県、

栃木県、岩手県、川崎市などの歯科医師会の取り組みは新聞報道や各歯科医師会のホームページでも紹介されております。平成 14 年度、東京都歯科医師会が、虐待を受けた 12 歳以下の 170 人を対象に歯の状態を調査したところ、虐待児童は一般児童よりも虫歯が多く、未治療の傾向を把握しています。調査によると 6 歳未満の虐待児童の 47.6% に虫歯があり、都内平均 20.9% の 2 倍以上。虫歯の数は都内平均 0.9 本の 3 倍以上の約 3 本であります。未治療は約半数に上っているということです。特にネグレクトの児童はほかの児童と比べて虫歯所有率は約 8 ポイント、本数は約 2 本、未治療の虫歯所有率は約 7 ポイント高いものでした。

身体的な児童虐待は服を脱がせないが発見が難しい場合もありますが、12 歳以下の児童は自治体や小学校で定期的に行われる歯科検診で早期発見が期待されています。こうした東京都の調査結果を参考にしながら、またさきに述べた各自治体での独自の調査を行うなどして児童虐待の早期発見・対応に取り組んでおられます。

神奈川県歯科医師会でも昨年「こども虐待対応マニュアル」を県と協力し作成され、会員へ配布されています。これが県の歯科医師会で出した「こども虐待対応マニュアル」で、お願いして送っていただきました。

また、県に問い合わせたところ、県は児童虐待に関して県の歯科医師会との連携を強化し、協議会設立などの取り組みを考えておられるそうです。

さて、ことし 4 月 1 日に座間市歯科医師会が発足されています。この機会に本市としても歯科医師会との連携をとっていただき、児童虐待の早期発見・対応に取り組むべきであると提案するものです。本市は虐待を受けている子供を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、平成 17 年 3 月より座間市要保護児童対策協議会を設置しておられます。まずは座間市歯科医師会にこの協議会の構成機関として入っていただくことが必要ではないかと考えるものですが、ご所見をお伺いいたします。

次に、GIS 地理情報システムについてお伺いします。本市における GIS、ジオグラフィカル・インフォメーション・システム、地理情報システムについては、さきの一般質問の中でも地震ハザードマップ作成におけるツールになり得ることをご提案させていただきましたが、今回は近年における GIS の多様性並びに運用について考えながら提案をさせていただきますと思います。

ご存じのように、GIS とは位置や空間に関するさまざまな情報をコンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行うなど、情報を視覚的に表示させるシステムです。もともとは専門的な分野での利用が一般的でしたが、最近では私たちの生活の中での身近な利用へとその活用範囲が広がってきています。国は、平成 19 年 3 月に開催された第 6 回測位・地理情報システム等推進会議において「GIS アクションプログラム 2010」を決定しました。「GIS アクションプログラム 2010」は、計画期間を平成 18 年からおおむね 5 年とし、地理空間情報が高度に活用される社会、行政の効率化・高度化、国民生活の利便性の向上、産業・サービスの発展・創出、国土の利用・整備及び保全などの実現を図る

ことを目標としています。今回のGISについての質問は、今述べた生活の中でも身近な利用、活用範囲、国民生活の利便性の向上に着眼し行ってまいります。

大和市ではGISの機能を利用し、市のホームページから市内の施設やイベント開催の場所などを配信する公開型「地図情報サービス」の運用を5月1日から開始されています。この地図情報サービスは行政が保有する地図情報を一元化し、地点・線・面情報を配信するもので、どの方向にもスクロールでき、かつスクロール中も地図表示が消えない快適な閲覧環境、住所検索、キーワード検索、カテゴリ検索、周辺検索の四つの検索機能と距離計測、面積計測の二つの計測機能を兼ね備え、携帯電話での地図閲覧も可能となっています。現時点では公共施設など施設情報が中心ですが、8月には用途地域や都市計画道路などの都市計画情報、市内の医療機関や福祉施設などの医療福祉情報のほかに安心・安全情報、教育保育情報、暮らし情報などを提供する予定だそうです。こういったGISはWeb-GISとも呼ばれ、Web-GISを活用した地図情報サービスの提供は全国的にも広がっており、県内でも政令指定都市以外では相模原市、横須賀市、藤沢市などで取り組まれ、厚木市でもことしの4月1日から始めています。

さて、本市におけるGISの取り組みは都市計画に有効な基礎的都市情報の充実や道路管理業務の効率化・適正な管理に努めるための道路台帳の充実を図るために整備が進められているところであります。また、本市の行政改革の一つとして市民に積極的な情報提供を行うことを目的とし、都市計画基本図のデジタル化を行い、つまりGIS化を行い、道路埋設情報や災害時の避難場所などの地図情報を入力し、市ホームページ等に配信することにより市民への情報提供サービスを向上するとされておられます。この市民情報提供サービスとは、さきに述べた大和市や他の自治体で実施されているような地図情報サービスと同様なものを視野に入れて考えておられるのかどうか、まずお伺いするものです。

私もいろいろ調べさせていただきました。本市のGISについて担当の方にお聞きしたところ、都市計画基本図ということから、三次元的な要素を持つ非常に重たいデータを持つシステムになるとのことです。将来的にはさきに述べた地図情報サービスの拡張も可能であるとおっしゃっていましたが、現時点での構想ではホームページ上でだれもが気軽に見られるものではないそうです。

一方、今年度、市のホームページにCMS、コンテンツ・マネジメント・システムを導入し、情報を発信する担当各課でホームページの更新を行う取り組みが進められています。担当の方にお聞きしたところ、このCMSのソフトには、さきに述べた地図情報サービスを提供できるようなソフトがオプション機能でついているということです。地図情報サービスの提供も、地理的情報を発信したい課がそれぞれの情報をそれぞれの課で入力することができる。例えば、道路整備課からは道路の工事情報であるとか、商工観光課からはイベントの情報を地図上に入力できるということです。そこでお伺いするものですが、予算的に差し支えがなければこのCMS導入の時期、あるいは導入の基本構想から考えれば、この際そのオプション機能である地図情報サービスソフトも導入し、CMSの庁内展開と

同時に行うことが最適な手段であると私は考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

基本的に地図情報サービスをインターネット上で提供を行うためのWeb-GISは高価なGISエンジンやデジタル地図を用意する必要があるため、システム構築の費用や維持管理費用などが高額になってしまうというふうに言われております。大和市ではどのようにWeb-GISを構築されているのか存じ上げませんが、地図情報サービス事業費として約400万円を投入されていらっしゃるということです。また、維持管理費としては年間200万円かかると言われております。一方、近年のインターネット上では、Google Maps APIの無償公開により一般的なホームページを公開する環境があれば簡単にGoogle Mapsを使ってWeb-GISと同様の情報を公開することが可能になっています。

インターネットを使われる方なら一度ぐらひはGoogle Mapsをごらんになったことがあるかと思ひます。Google Mapsを利用した地図コンテンツを作成するためのインターフェイスがGoogle Maps APIです。APIとはアプリケーション・プログラム・インターフェイスの略で、プログラムを集めたライブラリーのようなものです。これを利用することで、難しいプログラミングを省いて地図コンテンツを作成することが可能になっています。このAPIを利用することにより、Google Mapsの特徴である特定の場所を示す地図を表示させる、地図をスムーズに移動させ別の場所に移動する、地図上にマーカーをつける、マーカーにバルーンをつけてメッセージを表示する、地図から衛星画像に切りかえる、地図を拡大・縮小する、ある地点から別の地点までのルートを地図上に示すなど、こういった機能を自分たちの地図コンテンツとして利用することが可能になっています。

西東京市や埼玉県の草加市では、このGoogle Mapsを導入して地図情報サービスを提供しており、小田原市でも導入を計画されているようです。また、Google Mapsと同様な機能は国土地理院による「電子国土」によっても提供されており、茨城県のつくば市や取手市、東京都の小金井市など多くの自治体で導入されています。本市の地域ポータルサイト「0462net」では、今年度Google Mapsを利用した地図情報サービスを提供されるそうです。それに伴うホームページのリニューアル化やAPIの構築は専門業者へ依頼されるそうですが、事業経費としては100万円以内で済むそうです。

先ほどお伺ひしたCMSのオプション機能の導入に市としての予算的な問題があるならば、この地域ポータルサイト「0462net」で始められる地図情報サービスに行政情報を盛り込んでもらうなど、協働事業としての運用を提案するものですが、ご所見をお伺ひいたします。

最後に市発行冊子への有料公告導入についてお伺ひいたします。有料公告の導入については前任者の方々が過去に何度も提唱され、現在、広報ざま、広告付マツト、公用車、窓口用封筒、メールシーラー、市ホームページに導入されてはおりますが、相模原市では「2007・2008年度版の暮らしのガイドブック ナイスガイドさがみはら」がことし4月に、

これですね、発行され、自治会加入世帯に自治会を通じて5月以降に順次配布されております。これまでの暮らしのガイドブックは市が作成していたものですが、今回はコンペ方式で民間委託を行い、市が監修する方式を採用されています。発行部数は23万1,000部、公告を導入したことにより、市負担のコストが従来の1冊当たり109円から20円に大幅カットされました。公告のほかに協賛金も確保できたため、市は約2,000万円のコスト削減が図れたとのことです。

広告掲載料金ですが、この裏表紙で250万円、とじ込みのA4・2ページを使って110万円。A4・1ページで62万円。一番小さなA4の24分の1サイズで3万円となっています。全戸配布の2年間家庭内保存版情報誌であることから、広告効果が長く発行部数も多いため、広告効果が高い情報誌と期待されての料金設定だとのことです。

今年度、本市においても市民への情報提供をさらに充実させるために、市の制度や手続、施設の利用案内などをわかりやすくまとめた暮らしの情報誌として市民便利帳、これですね、市民便利帳の改訂版を作成される計画になっております。担当課の方に実施計画をお聞きしたところ、予算としては270万円、発行部数5万5,000部とのことでした。この市民便利帳にも有料公告の導入を望むものですが、まずご所見をお伺いいたします。また、既に市民便利帳への有料広告掲載をお考えならば、広告掲載料の設定はどう考えておられるのかお伺いいたします。さらに、市民便利帳のほかにも「ごみ・資源物分別ガイド」など、市の発行する冊子類があるかと思いますが、それらへの有料公告導入の考え、広告掲載料の設定もあわせてお伺いし、1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 星野市長

沖本議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目として児童虐待の関係でお尋ねをいただきました。特にネグレクトの関係でございますけれども、医療的な要素、いわゆる歯科の関係、例えば不自然なけがとか、これは医療関係になるわけでございますが、さらには虫歯の治療痕、こういう関係で非常に医療機関が第一発見者となるということがよく言われております。そんな関係で、現在、私どもの方としてはいずれにしても児童虐待の防止や早期発見、同時に早期の対応等を行ななければいけないわけでございますが、それぞれの関係機関等と連携を深めながら必要な対応を進めているわけでございますが、そういう中で一つの機関として座間市の要保護の児童対策協議会、これを17年3月に設置をさせていただいておるところでございます。この協議会の中には、現在は医療関係では医師会の代表が加わっていただいているわけでございますが、歯科医師会の先生には加わっていただいているのが実態でございます。それで、ご質問にもございましたけれども、この4月1日から相模原市歯科医師会から座間市歯科医師会として発足をされてスタートいただいております。この関係につきまして、早速検討をさせていただいて要請をしていきたいと、こう思っております。

G I Sの地理情報システム関連でお尋ねをいただいたわけでございますが、今、沖本議

員さんとして地図情報サービスと同様なものをホームページに掲載することを視野に入れているかどうか、また、CMS導入に合わせてそのサービスを導入してはいかかかというご提案もいただきました。このCMSの一つの特徴であるわけですが、この導入に際しては特段の技術的な知識というものがなくても可能であるわけですが、データで文書や画像などの基礎的な情報内容を担当課ごとに用意できれば、各担当課職員が所定のテンプレートを使って簡単に記事入力ができるところでございまして、あらかじめ定めた掲載期限に従って自動的に情報発信が実施できるようになります。この導入に当たりましては、各担当課職員による個別的なページ作成体制を確立するために、その基礎づくりとして現状の市ホームページに掲載している情報を新しいシステムの中に移行することが課題になっております。ご質問にありましたような地図情報提供サービスでございませけれども、いわゆる沖本議員のご指摘のとおり、本サービスの重要性は市としても十分理解をいたしているわけですが、CMS導入のオプションとして本サービスは今後導入することも可能であろうと思っております。しかしながら、これまで今お話をさせていただいたとおり、現状の市ホームページに掲載している情報を新しいシステムの中に移行して各担当課による個別的なページ作成の体制に移行させていくわけですが、その点が一つの重要なことと考えております。この地図情報提供サービス、先ほどもお話ししましたように今後の一つの導入できる課題であるわけですが、大和市のお話もございました。先進事例として存在していることは承知をいたしております。よく先進事例とその利用状況とか、さらにはさまざまな、失礼ながら課題も出てくることも考えられるわけですが、本市としての必要性等も含めて、その先進事例等からよく勉強をさせていただきたいと存じております。

さらに、市民便利帳等の広告掲載のお話をいただいたわけですが、今年度、市民便利帳の発行につきましては、本来でありますれば来年発行する予定であったわけですが、障害者の自立支援を始めとして国民健康保険、高齢者子育て支援などの福祉関係事業がかなり改定がされましたので、1年前倒しで今年度発行していこうという考え方で予算計上をさせていただきました。私どもの方としましても、でき得ればスペース的な問題もあるわけですが、有料広告の募集などを検討したいと思っております。

さらにまた、そのほかの市の公共発行物等への関係でございませけれども、当然やはり市民便利帳に限らず今後の市の刊行物等に対して有料広告の対応ができるかどうか、そういうことも十分検討していかなければいけないわけですが、発行時期やケース、さらにまたいわゆる部数の関係とか、それからさらに広告の掲載枠の関係とか、そういうものも十分検討を加えて他の刊行物への拡大に取り組んでいきたいと、こう思っております。

ただ、例として資源物の分別ガイド等の関係もあるわけですが、この関係等につきましてはその分別の市民の方々への協力をお願いしていく関係で、2年後の見直しを

予定させていただいておるわけでございまして、これ等につきましても発行時期に合わせて、当然やはり市民等の関係も存在をしているわけでございますが、可能かどうか、そのスペース的な要素も含めて広告掲載の導入について十分検討・精査をさせていただきたいと存じております。

以上でございます。失礼いたしました。私のメモを落としたのですけれども、0462netの関係でございますが、この関係につきましても市商連等の事業として対応がされているわけでございまして、今、私がここで導入についてその可能性をとやかく言うまだ状況ではございません。ただ、一つの提言としては受けとめをさせていただきたいと思っております。

〔質問〕 沖本

一定のご答弁ありがとうございます。何点か要望を含めた形で再質問させていただきたいと思っております。

まず、児童虐待の対応についてであります。提案させていただいたとおり、座間市も歯科医師会の方へ対策協議会の構成機関として参画を求めていただけるということで、まずお礼申し上げます。今後、協議会の中では専門的な視点から意見を求めていただけて児童虐待の早期発見、防止につなげていただける取り組みが広がるように望むものです。それで、再質問なのですけれども、1回目の質問につけ加えるような形、そういった論点にちよつとなるかと思ひまして大変申しわけないのですが、座間市の要保護児童対策協議会、この構成機関ですが、この際一度ご検討し直されてはいかがでしょうかということで少しお伺いします。

構成機関、今 11 機関となっています。厚木児童相談所指導課、厚木保健福祉事務所保健福祉課、厚木保健福祉事務所保健予防課、それから座間警察署生活安全課、それから座間市医師会、先ほどおっしゃいました。それから、座間市民生委員児童委員協議会、座間市私立幼稚園連絡協議会、それから児童養護施設成光学園、それから座間市保育会、座間市子育て支援センター、座間市第二子育て支援センター、以上 11 機関があります。それで、先ほどの歯科医師会の方にこれに加わっていただくというのも今回の提案だったわけですが、ちよつとこれを見て思うことは、やはりなぜ教育機関、教育委員会とか学校が入っていないのかというのはちよつと疑問に思ったわけです。それで、文科省の一応児童虐待防止、この資料から見ますと、やっぱり学校のアドバンテージということで、学校というのは子供がその一日の大部分を過ごす場所であり、教職員は日常的に子供たちと長時間接することで子供たちの変化に気がつきやすい立場にいます。それから、子供の教育を担っているという大義名分があるため、教育という観点から家庭や保護者に対して働きかけをすることができるということで挙げられております。おおよその皆さんはこういったアドバンテージを聞くまでもなく、やはり学校や教育委員会がこの構成機関に入っていないということは、やっぱり単純になぜだろうと思われるはずで、先ほど言った

ように医師会もそうですけれども、歯科医師会とのかかわりから考えても、例えば学校で行われる歯科検診での虐待の発見ができたとすれば、これは当然窓口の子育て支援課の方に報告していただくことはもちろんなのですが、その情報をやはり学校の中で養護教諭、担任教諭にも報告して、その児童をよく知る関係者が家庭での生活状況、情報などを得て総合的に虐待の事実を判断するということができるわけですね。こういった仕組みづくりをしたり情報を共有化したり議論する場がその座間市の要保護児童対策協議会ではないかというふうに思うわけで、ぜひこの際学校関係、教育委員会の協議会の構成機関としての参画も望みます。

また、このほかにも人権擁護委員会あるいは消防署といった機関もぜひ協議会の方に入るべき重要な機関だというふうに考えますので、そういったところをあわせてご検討いただきたいなというふうに思います。大変、1問目の質問とちょっと広がりを見せた質問になってしまって申しわけないのですが、ご答弁の方よろしくをお願いします。

それから、GISの方ですけれども、今後検討されていかれるということでぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。先行して、ここでは確かに0462netさんの、市商連のことですから、はっきりと言えないところではありますが、特に事業の中身からすれば商工観光課、この辺のイベント情報ですとかは0462netさんともうまくかみ合うのかなというふうに思いますので、よければホームページの方に張りつけ、リンクしていただいて、そういった情報だけでも地図情報として提供できればいいのかなということを一言、これは要望です。提案の要望ですけれども、させていただきたいと思います。

それからあと、有料公告の方なのですが、平成14年ぐらいからこういった有料公告のお話が議会の中で、前任者の方たちから、諸先輩方から出てきているわけなのですが、ちょうど平成15年、第2回の定例会で、市長の答弁の中でやはり市民への冊子、こういったところを今後検討させていただきたいというふうにご答弁されております。そうおっしゃられるように今回、冊子の方の公告掲示ということでご答弁いただきましたので、また検討されて広がることを期待しております。また、昨今いろんな自治体でいろんなことをやっていますけれども、例えば市立体育館の中とか、あとコミバスの中にも掲示板を使っての有料公告というところも出てきております。本市におかれてもあらゆる可能性をご検討いただいて拡大していただければなというふうに思います。

また、ちょっとつけ加えて申し上げるならば、この有料公告、掲載の広告主を募集していますというのを、このことを宣伝すること、拡張するということがやはり必要だと思います。座間市で有料公告を募集していることを私のよく知るN社の事業所の担当者の方は知り得ておりませんでした。こういったことを市のホームページでもちろんPRとかされているのですが、なかなか伝わっていないというのが現状なのかなというふうに思っています。そういった意味では、もちろん市としてはできないでしょうけれども、代理店を通じて営業努力ということが必要なのかなというふうに思いますし、また、公告を掲載する価値であるとか広告効果というのももちろん伝えていく努力も必要なのかなという



ふうに思っています。広告主というのもボランティア団体ではありませんので、当然広告を掲載するメリットというのを多分求めてきますので、今後はそういった価値、効果ということも情報の提供というのは非常に重要なのかなというふうに思っております。本市の場合はまだ始めて間もないわけですから、効果を把握するとかそういうことは難しいとは思いますが、今後の課題として要望だけさせていただいて、先ほどの要保護児童対策協議会の件だけご質問させていただくということで、あとは要望ということで2回目の質問を終わりたいと思います。

〔答弁〕星野市長

沖本議員のご質問のまず児童虐待の協議会委員のメンバー拡大のお話でございますけれども、具体的に学校関係等の関係者、さらには人権擁護委員さんとか消防とか具体的なお話をいただきました。今現在11名の方に構成員をお願いをしているわけでございますけれども、先ほどいただいた歯科医師の先生の関係もでございます。その拡大等について、いずれにしても十分検討をさせていただいて必要なことについては対応をいたしていきたいと思っております。

それから、GISの関係は、今後十分検討はさせていただきたいと。先ほどお話ししましたように先進事例のさまざまな効果、課題、そしてまた、私どもが導入する場合におけるその必要性等を含めてよく精査をさせていただきたいと存じております。

有料広告の関係につきましては、一言で申し上げれば非常に現在代理店の関係があります。こういう場合において代理店の限られた部分の数の問題も存在をいたしております。それで、いずれにしましてもお話がありましたような体育館とか、さらにはコミバスとか有料広告物の拡大についていろいろ検討は加えているようであります。今後もその拡大にももちろん努力をしていかなければいけないわけですが、改めてお話をするまでもないわけですが、いわゆる公共物並びにまた、いわゆる刊行物の関係におきましても広告内容の一定の規制といいますか、内容の精査も必要になってくるわけですが、おのずからその辺で相当な枠の厳しさが存在していることもひとつご理解をいただきたいと思います。いずれにしても、これからも拡大への検討は鋭意努力をさせていただく、こんな考え方で収入の拡大にも努めていきたいと思っております。